

創業支援資金のご案内

創業者を対象に
通常の資金に比べて
有利な条件となっ
ています

【融資対象者】

これまでに創業経験がなく、次のいずれかに該当する方

創業関連保証対応

- (1) 市内で事業を開始した個人、又は会社を設立した個人で6月を経過していない方
- (2) 市内で1月以内に新たに個人で事業を開始、又は、2月以内に新たに会社を設立しようとする方
- (3) 本市の特定創業支援等事業（創業スキル養成講座等）を受けて6月以内に市内で事業を開始しようとする方
- (4) 市外で創業してから5年未満で、かつ、全事業所を市内に移転しようとする方（移転後6月未満の方を含む）

一般保証対応

※創業関連保証に比べて、設備資金の据置期間が6月長い保証です。

創業関連保証の(1)(3)(4)又は、以下に該当する場合

- (1) 市内で新たに事業を開始する方

【融資条件】

- ◇融資限度額 2,000万円（うち運転資金は1,400万円）
- ◇融資期間 運転7年以内（1年据置含） 設備10年以内（1年6月据置含 但し創業関連保証は1年）
- ◇融資利率 年1.7%～2.3% ※利率は変動する場合があります。
- ◇保証料率 創業関連保証：年1.0% 一般保証：年0.45%～1.9% ※市補助前
- ◇保証料補助 3分の2（但し、下記該当者は上乗せあり）

保証料補助

4分の3

対象セミナー等(※)の修了者又は女性・若者(30歳未満)・シニア(55歳以上)

対象セミナー等(証明書の発行要件を満たすもの)

- ・創業スキル養成講座
- ・街なかリノベーション実践セミナー
- ・ソーホーかごしまインキュベーションマネージャーによる個別支援
- ・創業塾
- ・経営指導員、専門家等によるハンズオン支援

など

保証料補助

5分の4

対象セミナー等(※)を修了した女性・若者・シニア

(※)・受講年度を含め2年度以内のセミナー等が対象。(今年度は2023年度(令和5年度)以降の受講)
・街なかリノベーション実践セミナーは5年度以内(今年度は2020年度(令和2年度)以降の受講)

- ◇取扱金融機関 鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、鹿児島みらい農業協同組合、奄美大島信用金庫、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、熊本銀行、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫



★ 上記取扱金融機関へ直接お申し込みください。

ご案内

新規開業支援利子補給金 ～創業支援資金利用者への補助制度～

市内で新規開業する中小企業者の負担軽減を図るため、融資にかかる支払利子相当額を補助します。

- ◇対象者 市融資制度の創業支援資金を利用した事業者
- ◇補助額 当初12か月以内の支払利子相当額（上限30万円）
- ◇手続き等
 - ① 創業支援資金の融資実行
 - ② 融資実行後12か月以内に支払った利子について、金融機関から利子支払証明を受けてください。
 - ③ 証明書とその他申請書類を、産業支援課金融係へ提出してください。
 - ④ 審査の上、指定の口座に補給金が振り込まれます。

※利子補給金の対象者には、融資実行後に市から交付申請のご案内をいたします。

【お問い合わせ】

鹿児島市産業支援課金融係 〒892-8677 山下町11-1 みなと大通り別館5階

TEL: 216-1324 FAX: 216-1303

鹿児島市 融資

検索



(資金一覧)